

くらしの鍵情報

時とき 所ところ 対対象 定定員 内内容 ¥料金 持持ち物 他その他 申申込 問問合せ
 HP…ホームページ FAX…ファクス 電…電子メール 5P…「つばめ元気ががやきポイント事業」5ポイントメニュー
 ※料金、申込の記載がないものは「無料」「申込不要」

燕市産業史料館 開館 50 周年特別企画展

クブルムの花嫁のセカイ展

燕の伝統工芸・鋳起銅器の世界を舞台にした漫画『クブルムの花嫁』の複製原画展第2弾。作中の道具やモチーフとなった鋳起銅器作品なども展示し、作品の世界観を紹介します。会期中には関連イベントも開催予定です。

時 7月28日(金)～9月18日(祝)
 午前9時～午後4時30分

所 燕市産業史料館 企画展示室

料 一般 400 円、小中高生 100 円

休館日 月曜日 (祝日の場合は翌平日)

問 燕市産業史料館

☎ 0256・63・7666



▲燕市産業史料館
 ホームページ

namo
 『クブルムの花嫁』4巻 ▶
 KADOKAWA/ハルタコミックス



56・63・7660

正午 所 燕警察署 問 高校生、大学生、社会人など誰でもOK 内 業務説明、白バイデモ走行、鑑識体験など 問 燕警察署 警務課 ☎ 0256・94・0110

時 10月1日(日) 午前8時～午後3時30分 (雨天決行、荒天中止) 所 燕市物流センター1地内 対 市内に事業所を有する企業および個人事業主、燕商工会議所の会員 ■ 負担金 ①継続出店事業所：2万円、新規・再出店事業所：2万4000円/②飲食関係：テナント1張り：5000円、キッチンカー：5000円(テナント30張、キッチンカー10台。先着順) 問 7月20日(休)までに出店申込書に負担金を添えて協同組合つばめ物流センターへ ■ 出店者説明会 9月15日(金) 午後2時から燕商工会議所にて 問 協同組合つばめ物流センター ☎ 0256・63・7660

募集・試験

燕青空即売会出店者募集



催し



分水良寛史料館からのお知らせ

■臨時休館のお知らせ
 文化財の虫菌防除作業のため、次の期間休館します。
 時 7月10日(月)～13日(休)
 ■夏休み企画展「良寛と亀田 鵬斎 山水画の世界」
 時 7月25日(火)～8月27日(日)
 午前9時～午後4時30分 ■ 休館日 月曜日 (祝日の場合は翌平日) ■ 料 大人300円、高校生・学生200円/

吉田地区定期露店市場 (朝市)の中止について

吉田まつりに伴う通行規制のため、7月21日(金)の吉田地区定期露店市場は中止します。

問 商工振興課 産業支援係 ☎ 0256・77・8231

つばめ目耕塾



■縄文時代の数
 縄文時代に算数があったとしたらどんなものだったのか、遺物を手がかりに探ります。

警察官の魅力をお伝えします

警察官になりたい人、興味がある人を対象に、警察官の仕事の魅力とやりがいを見つけて触れて体験する「広報イベント」を開催します。
 時 7月29日(土) 午前10時～

紙おむつ支給事業

要介護1・2・3・4・5の人で、常時紙おむつが必要な人に、紙おむつ支給券を交付します。

支給券の額 ①市民税非課税世帯…月 5,500 円
 ②市民税課税世帯 (本人非課税) …月 3,300 円
 ※市民税課税世帯で本人が課税されている場合は対象外

注意事項 福祉施設・医療施設に入所・入院している間は利用できません。利用した場合は、利用相当額を返還していただきます。

寝具乾燥サービス事業

要介護3・4・5の人で寝具の衛生管理などが困難な人に、寝具1組(敷布団、掛布団、毛布など)の乾燥消毒などを実施します。

実施回数 ①乾燥・消毒…年4回 ②丸洗い…年2回

利用者負担 ①市民税非課税世帯…無料
 ②市民税課税世帯…乾燥1回610円、丸洗い1回1,250円

福祉タクシー介護料金助成事業

要介護3・4・5の人が福祉タクシーを利用した場合、ストレッチャー利用介護料金の一部を助成します。

助成額 ①燕タクシー…1回片道250円

②中央タクシー…1回片道785円

注意事項 ストレッチャーの利用のみ対象。車いすの利用は対象外です。燕タクシー、中央タクシーを利用した場合に限ります。社会福祉協議会が実施している「障がい者タクシー利用料金助成事業」とは異なるものです。

軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業

18歳以上(聴力レベルが両耳それぞれ30デシベル以上)の身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない人に、補聴器購入費の一部を助成します。

助成額 ①生活保護世帯・市民税非課税世帯…購入費の全額(上限額5万円)

②市民税課税世帯…購入費の2分の1(上限額3万円)

注意事項 補聴器を購入する前に申請が必要です。修理費や付属品単体の購入費は対象外です。助成を受けてから5年を経過するまで、再度申請はできません。

- 上記のほか、要介護認定を受けた人は下記のサービスもあります。詳しくは、要介護認定後に届く介護保険被保険者証に同封される【高齢者福祉サービスのお知らせ】をご覧ください。
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている人が利用できるサービスもあります。市ホームページで確認いただくか、お問い合わせください。



緊急通報システム設置事業、配食サービス事業、訪問理美容サービス助成事業、老人日常生活用具給付事業、在宅介護手当支給事業、在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業、生活支援短期入所事業

問合せ

- 長寿福祉課 長寿福祉係(市役所1階27番窓口) …☎ 0256・77・8175
- 地域包括支援センターおおまがり …☎ 0256・61・6165
 (担当地区：西燕町、桜町、秋葉町二丁目～四丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町)
- 地域包括支援センターさわたり …☎ 0256・62・2900
 (担当地区：おおまがり担当地区以外の燕地区)
- 吉田地区地域包括支援センター …☎ 0256・94・7676 (担当地区：吉田地区)
- 分水地区地域包括支援センター …☎ 0256・97・7113 (担当地区：分水地区)

高齢者在宅福祉サービスをご利用ください ※申請が必要です

高齢者の皆さんが住み慣れた地域の中で、健やかで快適な暮らしができるよう実施している市の高齢者福祉サービスをご紹介します。サービスの詳細、申請方法については、長寿福祉課 長寿福祉係 地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご相談ください。

